

平成 27 年 3 月 19 日
 福祉部福祉施策調整担当課
 福祉部介護保険課

練馬区介護保険条例の一部改正について

1 改正の理由

- (1) 第 6 期介護保険事業計画（平成27～29年度）の策定ならびに介護保険法（平成 9 年法律第123号）および介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正（平成27年 4 月 1 日施行）に伴い、介護保険制度を安定的に運営するため、所要の改正を行う。
- (2) 平成27年 4 月 1 日から、地域包括支援センターの一部の業務委託を開始することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 第 6 期介護保険事業計画の策定および介護保険法等の改正に伴う改正関係

ア 介護保険料率の改正

- (ア) 第 6 期介護保険事業計画の策定に伴い、この期間における介護保険料基準額を下記のとおり定め、各段階の保険料率を、別紙 1 のとおり定める。

<第 6 期介護保険料基準額（案）>

	第 5 期	第 6 期	増減	
月額	5,240 円	5,825 円	585 円	11.2%
年額	62,880 円	69,900 円	7,020 円	

- (イ) 介護保険法および介護保険法施行令の改正に伴い、第 5 期介護保険事業計画（平成24～26年度）において特例で設けていた特例第 3 段階および特例第 4 段階を、それぞれ新第 2 段階および新第 4 段階として設定する。

第5期			第6期	
第1段階			新 第1段階	
第2段階			新 第1段階	
特例第3段階	→		新 第2段階	
第3段階			新 第3段階	
特例第4段階	→		新 第4段階	
第4段階			新 第5段階	

(7) 所得に応じた負担の累進性を更に高め、低所得者の負担の軽減をより一層図るため、以下のとおり見直しを行う。

<合計所得金額1,000万円以上の所得基準および料率の引上げ>

合計所得金額1,000万円以上の所得基準の見直しを行い、あわせて所得段階に応じた料率の引上げを行う。

第5期			第6期	
段階	所得基準【料率】		段階	所得基準【料率】
第12	合計所得金額 1,000万円以上 【2.20】	→	新第13	合計所得金額1,000万円～1,500万円 【2.60】
			新第14	合計所得金額1,500万円～2,000万円 【2.80】
			新第15	合計所得金額2,000万円以上 【3.00】

<新第6段階以降の各段階の料率の累進性の強化>

区市町村民税課税者である新第6段階から新第15段階までの各段階について、所得段階に応じた料率の引上げを行う。

段階	所得基準	料率	
		第5期	第6期
新第6	125万円未満	1.10	1.13
新第7	125万円以上200万円未満	1.22	1.28
新第8	200万円以上300万円未満	1.35	1.49
新第9	300万円以上400万円未満	1.49	1.68
新第10	400万円以上600万円未満	1.65	1.88
新第11	600万円以上800万円未満	1.82	2.10
新第12	800万円以上1,000万円未満	2.00	2.33
新第13	1,000万円以上1,500万円未満	2.20	2.60
新第14	1,500万円以上2,000万円未満		2.80
新第15	2,000万円以上		3.00

イ 新たな公費負担による低所得者対策の強化

介護保険法改正に伴い、平成27年4月から、新たな公費負担により、区市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い方を対象に、保険料負担の軽減を行うことが可能となった。必要となる公費の負担割合は、国が50%、都と区がそれぞれ25%ずつと定められている。

この制度による軽減対象者と軽減後の額は、介護保険法施行令に基づき、区が条例で定めることとなる。一方、当該施行令は平成27年3月末ごろに施行予定となっているため、区では、具体的な軽減後の額は規則で定めることとし、当該施行令施行後に規則を定め、平成27年4月1日から適用することとする。

<規則で定める軽減後の額（予定）>

段階	軽減前の保険料案	規則による軽減後の保険料案	軽減する額
	年額保険料額	軽減後年額保険料額	公費負担軽減額
新第1	34,950円 (基準額×0.50)	31,460円 (基準額×0.45)	△3,490円 (基準額×△0.05)

ウ 介護保険料の減額の特例

生計困難世帯に対する介護保険料の減額の特例は、平成21年度から平成26年度までの間において実施してきたが、平成27年度から平成29年度までの間についても引き続き実施する。

(2) 地域包括支援センターの業務委託の開始に伴う改正関係

地域包括ケアシステムの確立に向け、地域包括支援センターの機能を複合的に強化するため、平成27年4月から、社会福祉法人に包括的支援業務を委託する。

包括的支援業務の受託者は、介護保険法第115条の46第3項に基づき、練馬区長に届け出て地域包括支援センターを設置する。これに伴い、光が丘、石神井、大泉の各地域包括支援センターは受託者が設置し、区が設置するのは練馬地域包括支援センターのみとなるため、所要の改正を行う。

(3) 介護保険法施行令の改正に伴い、規定の整備を行う。

3 施行期日

平成27年4月1日